

栃木県少年補導職員被服貸与規程（概要）

昭和41年3月19日

栃木県警察本部訓令第11号

本訓令は、栃木県警察少年補導職員の服制及び被服等の貸与に関し必要な事項を定めたものである。

本規程の主な内容は、

- 少年補導職員の服制
- 貸与被服等の品目、員数及び使用期間
- 被服の着用期間

等である。